

奈良県地域材認証実施要領

(目的)

第1 この要領は、奈良県地域材認証センター（以下「センター」という。）が奈良県地域材認証センター規約（以下「規約」という。）第4条（2）に掲げる事業を行うために必要な事項について定める。

(定義)

第2 奈良県地域材認証材（以下「認証材」という。）とは、「奈良県産材証明書（奈良県合法木材証明書）」（以下「県産材証明書」という。）により県産材として証明された原木を製材加工し、かつ、センターが別に定める奈良県地域材認証材品質基準（以下「品質基準」という。）を満たす製品をいう。

(対象品目)

第3 認証材の認証対象品目及び品質規格は、品質基準による。
2 認証材の品質基準は、必要に応じて改定する。

(登録業者)

第4 この制度に基づき、自社の製材品を認証材として販売しようとする者は、あらかじめセンターに登録申請を行わなければならない。
2 センターは、前項の規定による申請を審査し、登録要件を満たすと認める場合は、登録業者として登録する。
3 前2項の登録に必要な申請手続及び登録要件等はセンターが別に定める。
4 第2項の規程による登録の有効期間は3年とする。

(登録業者の責務)

第5 登録業者は、この制度の目的を理解し、この要領及びその他センターが定めた規程等を遵守しなければならない。
2 登録業者は、自らの責任において認証材の信頼性を確保し、認証材の安定的な生産と供給に努めなければならない。
3 登録業者は、認証材の生産販売に関する情報をセンター、消費者、流通業者等に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めなければならない。
4 登録業者は、認証材として出荷した製材品の製造者として、その責を負うものとする。
5 登録業者は、センターが行う検査を正当な理由なく拒むことができない。また、センターの指示、指導に従わなければならない。

(登録業者の登録の取消)

第6 センターは、登録業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合登録を取り消すことができる。
(1) 登録業者から登録取消の申し出があった場合。
(2) 登録業者が認証材の生産販売を中止した場合。
(3) 登録業者が登録要件を満たさなくなった場合。
(4) 申請書の記載事項に虚偽があった場合。
(5) 登録業者が品質基準に適合しない製材品を認証材として出荷した場合。
(6) 認証制度の信用を失墜させる行為を行った場合
(7) その他センターが定めた規程等を遵守しない場合又はセンターの指示、指導に従わない場合。
2 センターは、前項の取り消しを行った場合、その旨を公表することができる。

(県産材証明)

第7 認証材の県産材としての確認は、県産材証明書により行う。
2 県産材証明は、「奈良県産材証明実施要領」第5の規定により発行された県産材証明書によるものとする。

(品質検査)

第8 品質基準を満たすことを確認する方法は、センターが別に定める。

(認定機械検査施設)

第9 品質基準のうち機械基準に関する検査（以下「機械検査」という。）は、センターが認定した施設（以下「認定機械検査施設」という。）で行わなければならない。

- 2 機械検査施設の認定を受けようとする者は、あらかじめセンターに認定申請を行わなければならない。
- 3 センターは、前項の規定による申請を審査し、認定要件を満たすと認める場合は機械検査施設として認定する。
- 4 前2項の認定に必要な申請手続き及び認定要件等はセンターが別に定める。
- 5 第3項の規定による認定の有効期間は3年とする。

(認定機械検査施設の責務)

第10 認定機械検査施設は、認証材の信頼性を将来にわたって維持確保するため、本要領及びセンターが別に定める検査方法を遵守し、適切に機械検査を実施しなければならない。

- 2 認定機械検査施設は、機械検査の結果等を明確に記録、管理しなければならない。
- 3 認定機械検査施設は、センターが行う検査を正当な理由なく拒むことができない。また、センターの指示、指導に従わなければならない。

(認定機械検査施設の認定の取消)

第11 センターは、認定機械検査施設が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定機械検査施設から、認定取消の申し出があった場合。
 - (2) 認定機械検査施設が、認定要件を満たさなくなった場合。
 - (3) 申請書の記載事項に虚偽があった場合。
 - (4) 認証制度の信用を失墜させる行為を行った場合。
 - (5) その他センターが定めた規程等を遵守しない場合又はセンターの指示、指導に従わない場合。
- 2 センターは前項の取り消しを行った場合、その旨を公表することができる。

(品質管理者)

第12 登録業者は、品質基準のうち目視基準に関する検査（以下「目視検査」という。）を行う品質管理者を置かなければならない。

- 2 品質管理者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 登録業者の常勤の職員（役員を含む）であること。
 - (2) 製材業に3年以上従事した経験を有すること。
 - (3) JASの目視等級区分製材の規格に精通し、同程度の検査を実施できる者又はセンターの実施する品質管理者を対象とした講習を受講した者。ただし、特にセンターが認めた場合はこの限りでない。
- 3 品質管理者は、センターが別に定める検査方法を遵守し、目視検査を適切に実施しなければならない。

(認証材の認証)

第13 認証材の認証は、第7の2による県産材証明を得た製品等が、機械検査と目視検査により品質基準を満たしていることを確認して行う。

- 2 登録業者は、製材品が前項の要件を満たすことを確認した場合、センターが別に定める奈良県地域材認証シール（以下「認証シール」という。）を認証材に貼付して、その規格等を表示する。
- 3 登録業者は、具体的な認証内容をセンターに報告しなければならない。

(奈良県地域認証材証明書の発行)

第14 センターは、登録業者から報告のあった認証内容を確認し、必要に応じて「奈良県地域認証材証明書」を発行することができる。

(センターの検査及び認証検査員)

第15 センターは、本制度の適正な運営を図るため、登録業者及び認定機械検査施設に対する必要な検査を実施するものとし、認証検査員がこれにあたる。

2 認証検査員は、前項の検査を行うとともに、個別製品の品質検査等すべての検査に関する権限を有するものとする。

3 認証検査員は、原則としてセンターの職員から理事長が委嘱する。

(申請料等)

第16 本要領に規定する産地確認、登録又は認定を受けようとする者又はそれらを受けた者は、センターが定めた申請料、登録料等を納付しなければならない。

2 前項の申請料、登録料等の金額及び納入の方法等については、別に定める。

(登録業者等の公表)

第17 センターは、登録業者及び認定検査施設の名称及び、認証材に関する情報等を公表する。

(その他)

第18 この要領に定めのない事項であって、必要な事項があれば理事会に諮り決定する。

附 則

この要領は、平成18年 3月23日から施行する。

この要領は、平成18年 5月23日から施行する。

この要領は、平成19年 1月12日から施行する。

この要領は、平成22年 4月20日から施行する。

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。